社会福祉法人どんまい役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人どんまい (以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事及び顧問をいう。

(役員及び評議員報酬)

第3条 役員及び評議員が理事会・評議員会に出席したとき、又は、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(理事長の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬及び費用弁償は支払 わない。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(支払日)

- 第6条 役員・評議員の報酬及び費用弁償の支払いは、会議開催日又は業務に携わった日に支払う。
- 2 理事長の報酬及び費用弁償の支払いは、毎月25日(支払日が銀行休業日の場合は前営業日)に支払う。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員はこの規定は適用しない。

附則

この規程は平成28年10月1日から施行する。

別表1

	幸促酉州	費用弁償
理事会•評議員会参加	無報酬	3, 000円
役員·評議員法人業務	無報酬	3, 000円
監事監査	無報酬	5, 000円

別表2

	報酬	費用弁償
理事長	120, 000円/月	職員給与規定を準用